

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、利用登録の対象とすることができる開放学校の数は、教育長が定める数を限度とする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める事由により開放事業に係る実施期間又は登録要件の変更が必要と認められるときは、教育長が別に定める日までとする。

第6条第4項中「登録承認書を」の次に「運営委員会を通じて」を加え、同条第5項中「速やかに」の次に「運営委員会を通じて」を加え、同条第7項中「使用許可書を」の次に「運営委員会を通じて」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。